菰税発第　1298 号
令和 8 年 1 月 14 日

三重県土地家屋調査士会
会長　川井　一浩　　様

菰野町長　諸岡　高幸

固定資産税評価通知書の廃止について

時下、貴会におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当町の税務行政に対し多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当町ではこれまで地方税法第 422 条の 3 に基づき、書面による一括実施を原則としながら、例外的取扱いとして、個別に固定資産税評価通知書を交付してまいりました。しかしながら、令和 2 年 1 月より登記所への電子データ送付が可能となり、当町においても令和 7 年度より通知の電子化を運用しております。

加えて、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和 8 年 8 月に予定している標準準拠システムへの移行後は、現行の「固定資産税評価通知書」の出力・交付ができない仕様となります。

つきましては、津地方法務局四日市支局等において、登録免許税算出のための確認書類として「固定資産税課税明細書」や「土地家屋名寄帳兼課税台帳」等が活用可能とされている状況を鑑み、誠に勝手ながら当町における固定資産税評価通知書の交付を下記のとおり廃止することといたしました。

会員の皆様にはご不便をおかけすることと存じますが、何卒事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1．廃止する書類
　固定資産税評価通知書
2．廃止時期
　令和 8 年 7 月 31 日をもって廃止とします。
3．廃止後の対応について
　登録免許税の算定にあたっては、納税通知書に同封の「固定資産税課税明細書」又は窓口で発行する「土地・家屋名寄帳兼課税台帳（名寄帳）」等をご利用ください。
4．その他
　年度中の分合筆や地目が変わった土地等の仮評価に係る固定資産税評価通知書につきましては、引き続き無料で交付いたします。

【本件に関するお問い合わせ先】……　菰野町役場　税務課　固定資産税係
TEL　059-391-1116（直通）
FAX　059-391-1191
E-mail ： zeimu@town.komono.mie.jp